

冷蔵倉庫に対する 固定資産税について

これまで、非木造の冷蔵倉庫については、一般の倉庫と同じ取り扱いとされておりましたが、平成24年度から固定資産評価基準の改正により、一般の倉庫に比べて固定資産評価額が早く減少する計算方法が適用されることとなります。

次の要件全てに該当する建物を所有されている場合は、現地調査が必要となりますので税務財政課までご連絡願います。

《対象となる家屋の要件》

- 構造が非木造(鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等)であり、主な用途が倉庫である。
- 建物自体に冷蔵機能を有しており、保管温度が常に10℃以下に保たれている。
(通常の倉庫内にプレハブ式冷蔵庫や業務用冷蔵庫を設置している場合対象となりません。)
- 冷蔵倉庫部分の床面積が建物の総床面積の50%以上である。



問い合わせ先
羅臼町役場税務財政課
(固定資産税担当)
TEL 87-2113 (直通)
FAX 87-2358